

別表六（三十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り。）に記載します。
 - (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額 1」の金額が 10 億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 1,000 人以上である場合で、措置法令第 27 条の 12 の 5 第 1 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表している場合（同条第 2 項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限り。）
 - (2) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額 1」の金額が 10 億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 1,000 人未満である場合
 - (3) 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用を受ける場合
- 2 「適用可否 3」は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。
 - (1) 「教育訓練費の額 15」は、措置法令第 27 条の 12 の 5 第 12 項に規定する教育訓練費の額を記載します。